

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2023/No.3

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 令和 5年10月～ 関東地方各県の最低賃金のお知らせ

① 「最低賃金」ってなに???

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その**最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、会社双方の合意の上で定めても、**その金額は法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。**

② 令和5年10月以降の地域別最低賃金額

	地域別最低賃金時間額(時間給)	発効年月日
東京都	1,113円	令和 5年10月 1日
神奈川県	1,112円	令和 5年10月 1日
埼玉県	1,028円	令和 5年10月 1日
千葉県	1,026円	令和 5年10月 1日
栃木県	954円	令和 5年10月 1日
群馬県	935円	令和 5年10月 5日
茨城県	953円	令和 5年10月 1日

③ 最低賃金の対象となる賃金は???

最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金で、最低賃金を計算する際には実際に支払われる賃金から以下の賃金を控除したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当、傷病見舞金など)
- (2) 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時～午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金の内の割増部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

② 社会保険現物給与のお知らせ

① 「現物給与」ってなに???

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、**住宅(社宅や寮など)の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与**といいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

自社製品や通勤定期券などは時価で換算しますが、住宅(社宅や寮など)の貸与や食事については厚生労働大臣が**都道府県ごとに定めた価格**とされその価格も毎年、見直されます。

② 食事による現物給与

1日あたり又は1食あたりの金額が定められており、その定められた金額の2/3以上を本人が負担しているかどうかで社会保険料に課される現物給与の価格が決まります。

例えば… 以下のような条件のA社では

- ①東京の会社(昼食による現物給与の価格—270円)
- ②会社がお昼にお弁当を支給(実際の価格1,000円)
- ③会社が本人よりお昼代として150円を徴収

まず、①の金額の2/3以上金額を本人が負担しているか確認します。

$$270円 \times 2/3 = 180円$$

現物給与2/3(180円) > 本人負担(150円)

となり、本人の負担が2/3未満の場合、都道府県ごとに定められた価格から本人負担分を引いた金額

$$270円 - 150円 = 120円$$

を現物給与として計上する必要があります。

一方 B社ではA社の条件①、②は変わらないものの③会社が本人よりお昼代として200円を徴収している場合

$$現物給与2/3(180円) \leq 本人負担(200円)$$

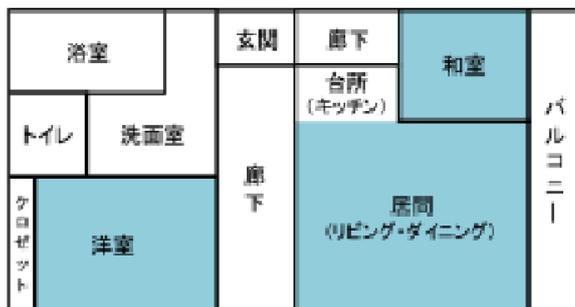
となり、**本人の負担が2/3以上のため、現物による食事の利益はないものとして計上は不要**になります。

③ 住宅による現物給与

住宅による現物給与の価格は1ヶ月当たり1畳分の広さにつきいくらで定められており、計上する現物給与の価格は「**居住部分広さ×1畳あたりの金額**」になります。

尚、価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の部屋を対象とし、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない部屋は含めません。

【例】



の部分が対象となります。

例えば… 以下のような条件のA社では

- ①東京の会社(1畳分の現物給与の価格—2,830円)
- ②会社が社宅として居住用8畳分の部屋を貸与(実際の価格100,000円/月)
- ③本人は家賃負担なし

$$2,830円 \times 8畳 = 22,640円$$

を現物給与として計上する必要があります。

一方 B社ではA社の条件①、②は変わらないものの③会社が本人より家賃として25,000円を徴収している場合

$$現物給与の価格(22,640円) \leq 本人の家賃負担(25,000円)$$

となり、**本人の負担が現物給与以上のため、現物による住宅の利益はないものとして計上は不要**になります。

④ 現物給与をうまく使うと社会保険料の節約に???

ここまでお気づきの方もいらっしゃると思いますが現物給与は実際に支出した金額ではなく厚生労働大臣が都道府県ごとに決めた金額が基準となります。

なので、お弁当も「**いくらのお弁当か**」よりも「**現物給与の価格×2/3以上負担しているか**」どうか、住宅も「**家賃がいくらか**」よりも「**部屋の広さがどれくらいか**」、が重要な判断基準となります。

《社会保険現物給与の価格について》

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.html>